稲城市告示第115号

稲城市公共施設駐車場の管理等に関する条例（平成24年稲城市条例第２号）第５条第１項の規定により、次のとおり駐車場の供用を休止するので、同条第２項の規定により、その旨を告示する。

令和８年11月13日

稲城市長　髙　橋　勝　浩

１　駐車場の名称

稲城中央公園総合グラウンド北駐車場

２　供用の休止の事由

相馬野馬追稲城出張公演のため

３　供用の休止の期間

令和８年11月14日午前８時から令和８年11月14日午後５時まで

４　供用の休止の範囲

駐車場区域の全部